**平成２７年（フ）第２０７号**
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目４番９号（アヴェルデ紫原302号）
破産者　上野　　弘
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２６年（フ）第５３号**
岩手県和賀郡西和賀町沢内字鍵飯17地割27番地８
破産者　柿澤　卓夫
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２６年（フ）第８４号**
岩手県花巻市東和町北前田２区300番地
破産者　及川　厚雄
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２７年（フ）第３０号**
仙台市青葉区荒巻中央18番14号　西山アパート202
破産者　菊地　　明
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第３０９号**
仙台市太白区西中田３丁目２番７－203号、従前の住所仙台市太白区東中田１丁目14番22号
破産者　安藤　　仁
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第３１０号**
仙台市太白区西中田３丁目２番７－203号、従前の住所仙台市太白区東中田１丁目14番22号
破産者　安藤　講子
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第９５号**
兵庫県神戸市兵庫区馬場町12番２－105号
破産者　細川　孝昭
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２７年（フ）第５１号**
愛知県一宮市千秋町町屋字東沼37番地24、従前の住所愛知県小牧市藤島町梵天128番地１
破産者　小栗　弘二
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２７年（フ）第８８号**
愛知県一宮市大和町馬引字横手21番地　ラ・フォンターナ703号
破産者　石原　守代
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２７年（フ）第１５１号**
愛知県江南市布袋町南78番地　エトワール布袋202号
破産者　溝口　雅也
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２７年（フ）第８３号**
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地30　３－Ｇ棟401号
破産者　岡田　　榮
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第４０２号**
京都市伏見区桃山町大島38番地の43
破産者　ＷＯＲＫＳ　ＢＥＥこと　林　　直史
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第４４３号**
京都市上京区六軒町通中立売上る三軒町65番地32　北野ハイツ401号
破産者　稲波　洋子
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第５２９号**
兵庫県西宮市上甲子園１丁目16番11－304号
破産者　荒川　拓磨
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第５８９号**
兵庫県西宮市今津曙町13番２－211号
破産者　植川二三江
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２７年（フ）第２７８号**
兵庫県芦屋市奥山１番地の27　301号
破産者　稲積　勝明
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２７年（フ）第２００号**
広島市佐伯区海老園４丁目７番－１－106号　Ｋ’ｓ　Ｂ　ＫＡＩＲＯＥＮ　Ａ棟、開始決定時の住所広島県廿日市市佐方２丁目７番16号
破産者　富山　智明
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第３０号**
広島県三次市君田町東入君332番地１　市営中塚ハイム９－１、前住所広島県三次市君田町茂田243番地
破産者　山脇　健壮
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部